

医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

「医療法人の持分の明細」には、医療法人の持分についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、相続又は遺贈により取得した特例の適用に係る医療法人の持分の明細を記入します。 また、「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」は、被相続人の相続の開始の時からその相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、医療法人が基金拠出型医療法人に移行した場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときの医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を算出するために使用します。	被相続人	
	医療法人持分相続人等	

医療法人の持分の明細

1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得をした医療法人の持分に関する事項を記入します。

① 医療法人の名称等	名称	医療法人の整理番号	
		医療法人の所轄税務署名	税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日			年 月 日
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限			年 月 日

④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」に☑印を記入します。）

私は、①の医療法人の持分について、被相続人の相続の開始の時からこの相続税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この相続税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。

（注）上記の内容に該当しない場合には、「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」又は「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受けることができません。

2 医療法人の持分の明細

この欄は、医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した医療法人の持分の明細を記入します。

医療法人の持分			
相続又は遺贈により取得した持分	医療法人持分相続人等が、被相続人から相続又は遺贈により取得した1の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	(第8の4表の1の①) 円 A
（注）特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合には、その医療法人ごとにこの明細を作成します。この場合、特例の適用に係る医療法人ごとの持分の価額の合計額を第8の4表の1の①欄に転記します。			

* 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（第8の4表の2の⑩のロ(ロ)に該当する場合）に使用します。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、基金拠出型医療法人への移行をした「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に関する事項を記入します。

① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日	年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	年 月 日

2 基金拠出型医療法人へ移行をする医療法人の持分の明細

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人について、医療法人持分相続人等が被相続人に係る相続若しくは遺贈の直前又は基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していたその医療法人の持分の価額等を記入します。

医療法人の持分			
① 相続又は遺贈の直前の持分	医療法人持分相続人等が、被相続人に係る相続又は遺贈の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の1の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	円 B
② 基金拠出の直前の持分	医療法人持分相続人等が、基金拠出型医療法人への基金として拠出した年月日及びその拠出の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の1の①の医療法人の持分の価額を記入します。	拠出年月日	年 月 日
		持分の価額	円 C

3 医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）の計算

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額等を基に、その医療法人持分納税猶予税額等のうちその医療法人の持分の放棄をした部分に相当する医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。

① 医療法人持分納税猶予税額等（第8の4表の2の⑨（又は⑧のイ、ロ又はハ）の金額を転記します。）		円 D 00
② 基金として拠出した額		円 E
③ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（C－E）		
④ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る持分に相当する金額（C×A／（A＋B））		
⑤ 医療法人持分税額控除額	（D×（③／④）（注）の金額） （注）「③／④」の割合が1を超える場合（「③＞④」の場合）には、Dの金額	(第8の4表の2の⑩のロ(ロ)のB) 円 F

（注）1 3の①欄の「第8の4表の2の⑨」の金額は、特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合は、「第8の4表の2の⑧のイ、ロ又はハ」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4表の2の⑩欄のロ(ロ)のB欄に転記します。
2 医療法人持分相続人等が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合には、3の①欄中「第8の4表の2の⑨」の金額とあるのは、「第8の7表の3の②」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の7表の3の②欄のロ(ロ)のB欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力	確認			
---------	---------	---	----	----	--	--	--